

件名	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	保険課
関係課	
改正対象	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年松前町規則第8号）
根拠法令等	①指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号） ②松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年松前町条例第35号）
改正理由	<b>管理者の資格要件の適用の猶予</b> 改正省令により令和3年4月1日以降、管理者の急な退職等不測の事態が発生し、やむを得ない理由がある場合については、当該管理者を <b>介護支援専門員</b> とする取扱が可能となり、条例の一部改正（令和3年4月1日施行）を行ったところである。 この管理者の資格要件の適用の猶予ができるやむを得ない理由を当該条例施行規則で定め、管理者の資格要件の適用の猶予を受けようとする場合は、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、管理者確保のための計画を記載した届出書の提出を求めるため、改正を行う。
改正の主な内容	①第3条を加える。 ②別記様式（介護支援専門員を管理者とする旨の届出書）を加える。
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	